

參考資料

島本町都市計画審議会委員名簿

◎会長 ○職務代理 (敬称略・50音順)

氏 名	役 職 名 (就任中のもの)
伊集院 春美	島本町議会議員
大西 義雄	島本町農業委員会会長
加我 宏之	大阪公立大学大学院農学研究科教授
川嶋 玲子	島本町議会議員
五江渕 弘臣	公募委員
○田中 みさ子	大阪産業大学デザイン工学部教授
中川 恵介	島本町商工会副会長
永山 優子	島本町議会議員
野間 哲夫	島本町人権まちづくり協会会長
林 敏郎	大阪府高槻警察署長
吹上 直光	島本町自治会長連絡協議会副会長
山口 博好	島本町議会議員
◎吉田 長裕	大阪公立大学大学院工学研究科准教授
脇田 達也	大阪弁護士会

異動などにより途中で退任された委員

氏 名	役 職 名 (就任中のもの)
小山 登	島本町商工会会長
白藤 美穂子	公募委員
西村 芳貢	大阪府高槻警察署長
三角 和虎	公募委員
難波 泰明	大阪弁護士会

改訂作業経過

経 過			
【基礎調査】			
令和2年12月1日～令和2年12月15日			
町内在住の18歳以上の住民3,000人を対象に住民アンケート調査を実施			
令和3年4月24日			第1回住民ワークショップの実施
令和3年7月10日			第2回住民ワークショップの実施
【改訂作業】			
令和3年1月	～	令和3年7月	基本構想素案作成
令和3年8月	～	令和3年10月	地域別構想素案作成
令和3年11月	～	令和4年3月	都市計画マスタープラン素案の作成
令和4年1月21日			島本町都市計画審議会(報告)
令和4年3月24日	～	令和4年4月22日	素案へのパブリックコメント募集
令和4年3月26日			住民説明会の実施
令和4年5月	～	令和4年12月	都市計画マスタープラン改訂案の取りまとめ
令和5年1月27日			島本町都市計画審議会(付議)
令和5年1月27日			島本町都市計画審議会(答申)

島本町都市計画審議会への諮問

議 第 4 2 号
島 都 計 第 8 7 3 号
令 和 5 年 1 月 2 7 日

島本町都市計画審議会会長 様

島本町長 山田 紘平

都市計画マスタープランの改訂に関する意見について（諮問）

都市計画マスタープランを別紙のとおり改訂することについて、貴審議会の答申を求め
ます。

島本町都市計画審議会からの答申

令和5年1月 27 日

島本町長 山田 紘平 様

島 本 町 都 市 計 画 審 議 会
会 長 吉 田 長 裕

島本町都市計画マスタープランの改訂に関する意見について(答申)

令和5年1月 27 日付け(議第 42 号)で貴職から諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

原案どおりとすることについて、意見はありません。

用語解説

区分	用語	解説
あ行	雨水幹線	雨水を排除するための主要な管渠のこと。
	おおさか環状自然歩道	大阪府が整備を進めている自然遊歩道。北摂・金剛生駒・和泉葛城の三山系で府域を環状に結ぶように計画されており、島本町内も通っている。
	オープンスペース	敷地内の空地又は公園、広場、河川、農地などの建物によって覆われていない土地の総称。
か行	近郊緑地保全区域	国土交通大臣が、近畿圏の近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づき指定するもの。
	区域区分	都市計画区域について、無秩序な市街化（スプロール）を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときに定める市街化区域と市街化調整区域との区分のこと。
	景観行政団体	景観法に基づき、景観行政を担う行政機関のこと。
	景観法	良好な景観の形成促進を目的として、平成 17 年 6 月に全面施行された法律。景観行政団体による景観計画の作成、景観計画区域や景観重要建造物の指定、景観地区の指定などが盛り込まれている。
	コミュニティ	地域社会、共同生活体などと訳される。住民が自主性と責任に基づいて、帰属意識や住民相互に連帯意識が見られる生活共同体のことをいう。
	コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少社会において、それぞれの地域内において各種機能をコンパクトに集約すると同時に、各地域が公共交通等のネットワークでつながることによって、一定の圏域人口を確保し、生活に必要な機能を維持すること。
さ行	細街路	幅員 4 m 未満の道路のこと。
	砂防指定地	国土交通大臣が砂防法に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として指定した土地の区域。
	市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

区分	用語	解説
	市街化調整区域	都市計画区域内で、市街化を抑制すべき区域のこと。
	集約型都市構造	中心市街地や駅周辺等を、都市機能の集約を促進する拠点（集約拠点）として位置づけ、都市内の他の拠点と公共交通で結ぶことで過度に車に依存せずに暮らせる都市構造。
	準防火地域	市街地における火災の危険を防ぐために指定する地域。準防火地域内の建築物については、一定規模以上の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とすること、木造建築物は、延焼のおそれのある部分を防火構造とすること、などの制限がかかる。
	水源涵養機能	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させ、また、雨水が森林の土壌を通過することにより、水質を浄化する機能。
	生産緑地地区	市街化区域内にある農地の生産活動により生み出される緑地機能に着目して、公害や災害などの防止、農林業と調和した都市環境の保全に役立つ農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度。
た行	地域地区	地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、特定の地域を対象として、建築物に関するきめ細やかなルールと生活道路や公園などの公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。
	地区計画	地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、特定の地域を対象として、建築物に関するきめ細やかなルールと生活道路や公園などの公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。
	都市計画区域	自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発又は保全する必要がある区域のこと
	都市計画公園	都市計画法により定められる公園。規模や内容によって街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園、広域公園の7種類に分類される。
	都市計画道路	都市計画において定められる都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類がある。
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は財産に著しい危

区分	用語	解説
		害が生じる恐れがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域。
	土地区画整理事業	道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。
な行	ネットワーク	網状につながって相互に連携・交流等が行われている状態のこと。
は行	ハザードマップ	地震や水害などの災害の発生時に、住民が迅速かつ的確に避難できるよう、避難場所や避難経路などの各種情報を分かりやすく表示した地図のこと。
	バリアフリー	障害者や高齢者が生活をおくる上でバリア（障壁）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべてのバリア（障壁）の除去という意味でも用いられる。
や行	用途地域	都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るもの。市街地を13種類の地域類型のいずれかに指定し、建築物の用途、密度、形態等を制限する。
ら行	立地適正化計画	市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能の立地、公共交通の充実などに関する包括的なマスタープラン。
	流域下水道	2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなり、事業主体は原則として都道府県。本町の場合は、大阪府が事業主体である「淀川右岸流域下水道」へと接続しており、大阪府の下水道施設で汚水进行处理している。 なお、「淀川右岸流域下水道」は、大阪府、茨木市、高槻市及び本町それぞれが管理する下水道相互間の広域的な連携による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行い、大阪府が一体的に事業運営している。

島本町都市計画マスタープラン

令和 5 年 3 月

島本町 都市創造部 都市計画課

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目 1 番 1 号

TEL : 075-962-0360 FAX : 075-961-6298

